消防法罰則規定一覧(防火対象物)

法条文	処 罰 さ れ る 者	罰則
第 39 条の 2 の 2	防火対象物に対する措置命令(使用禁止·停止·制限等)【第 5 条の 2 第 1 項】に違反した者 1	3 年以下の懲役又 は 300 万円以下の 罰金
第 39 条の 3 の 2	防火対象物に対する措置命令(改修·移転·除去等)【第 5 条第 1 項】に 違反した者 1	2 年以下の懲役又 は 200 万円以下の 罰金
第 41 条	 ・防火対象物に対する措置命令[第5条の3第1項]に違反した者 3 ・防火管理業務適正執行命令[第8条第4項]に違反した者 3 ・防災管理業務適正執行命令[第36条第1項において準用する消防法第8条第4項]に違反した者 3 ・消防用設備等の設置命令[第17条の4第1項]に違反した者 2 ・特殊消防用設備等の設置命令[第17条の4第2項]に違反した者 2 	1 年以下の懲役又 は 100 万円以下の 罰金
第 42 条	・防災管理者選任命令【第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 44 条	・屋外の火災予防措置命令[第3条第1項]に違反した者 3 ・立入検査を拒否等した者[第4条] ・資料提出命令、報告徴収命令[第4条]に違反した者 ・防火管理者選解任届出義務に違反した者[第8条第2項] ・防災管理者選解任届出義務に違反した者[第36条第1項において準用する消防法第8条第2項] ・防火対象物点検報告義務に違反した者[第8条の2の2第1項] 3 ・防災対象物点検報告義務に違反した者[第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2第1項] 3	30 万円以下の罰金 又は拘留

- ・点検虚偽表示等【第8条の2の2第3項(第36条第1項において準用する場合を含む)】に違反した者 3
- ・点検虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の2第4項(第36条第1項 及び第5項において準用する場合を含む)】に違反した者
- ・特例認定虚偽表示等【第8条の2の3第8項(第36条第1項において 準用する場合を含む)】に違反した者 3
- ・特例認定虚偽表示除去・消印命令【第8条の2の3第8項(第36条第1項及び第5項において準用する場合を含む)】に違反した者
- ・防炎対象物品の表示違反【第8条の3第3項】 3
- ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱届出義務【第9条の3第1項(第
- 2項において準用する場合を含む。)]に違反した者
- ·消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届出義務【第 17 条の 3 の 2】 に違反した者 3
- ・消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査受忍義務 (第 17 条の 3 の 2) に違反した者
- :消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務【第 17 条の 3 の 3】 に違反した者 3
- ・消防用設備等の維持命令【第 17 条の 4 第 1 項】に違反した者 3
- ・特殊消防用設備等の維持命令【第 17 条の 4 第 2 項】に違反した者 3
- ·消防設備士の工事整備対象設備等着工届出義務【第 17 条の 14】に違反 した者

		1号:1億円以下の罰
	法人の代表者又は法人若し〈は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人に対して当該 各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。	2号:3千万円以下の
		3 号:各本条の罰金 刑 3
第 46 条の 5	・特例認定を受けた防火対象物の管理について権原を有する者に変 更があった場合の第8条の2の3による届出を怠った、当該変更前	
	の権原を有する者 ・認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画につい	5 万円以下の過料
	て軽微な変更をした にもかかわらず、消防長又は消防署長に届出 を怠った当該認定を受けた者	

【閉じる】